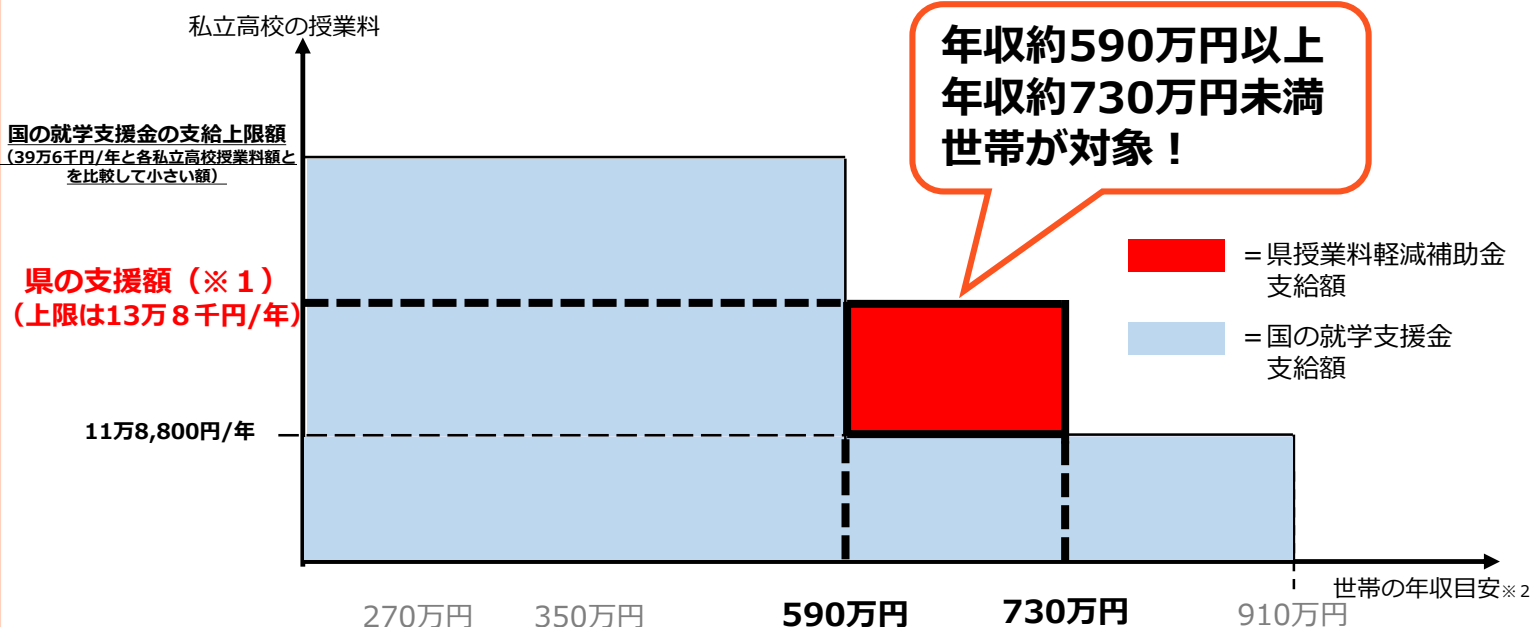


石川県独自の私立高校授業料への支援制度

① 資料

(返還不要の助成)

高等学校等就学支援金（国）に県独自の授業料支援が加算されます！
(一定の所得要件を満たす世帯)



※1 各私立高校の授業料に対する就学支援金の支給額を控除した保護者負担分の半額を対象

※2 世帯の年収の目安は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯をモデル
(対象要件の判定は市町村民税の課税所得額を基準)

お申込みについて

学校から **6月頃と9月頃**に案内があります。

①授業料軽減申請書、②所得課税証明書、③住民票を案内に従って
学校にご提出ください。（②は**保護者全員分**、③は**保護者全員と生徒本人分**が必要です。）

対象となる方の判定基準について

**保護者全員の市町村民税の課税所得額の合計が
2,600,000円以上3,572,000円未満の世帯**であること。

- ・令和6年4月～6月：令和5年の所得課税証明書で確認
- ・令和6年7月～令和7年3月：令和6年の所得課税証明書で確認※

※支給生徒本人が早生まれであり（生徒本人が16歳で1月2日～4月1日生まれの場合）、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、当該早生まれの生徒等の判定に用いる課税所得額から33万円を減じた額で判定されます。

お問い合わせ先

- ・申請方法（提出先や時期）や支給に関すること
〇〇高等学校事務室（TEL:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
- ・制度の概要に関すること
石川県総務部総務課私学・県立大学支援グループ（TEL:076-225-1233）

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」からも確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP





ご自身の世帯が対象となるかどうかの確認方法について

○市町村民税の課税所得額（**両親2人分の合計額**）により判定

*** 確認方法→所得課税証明書等で確認**

所得課税証明書等に記載されている『課税標準』の額を確認し、保護者全員分の金額を合算した額が以下の基準の範囲内である場合に該当となります。

住民税決定通知書の場合

見本

「課税標準」の欄に記載がある金額の合計額

所得課税証明書の場合

見本

「課税標準（所得）額」の欄に記載がある金額の合計額

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和○年▲月■日

〇〇県〇〇市長

● ● ●

支給対象となる生徒等本人が早生まれであり（生徒本人が16歳で1月2日～4月1日生まれの場合）、扶養控除の適用が他の同学年の生徒等より1年遅くなる場合は、当該早生まれの生徒等の判定に用いる課税標準額から33万円を減じた額で判定されます。

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」からも確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP



【判定基準】 **2,600,000円 ≤ 市町村民税の課税標準額 < 3,572,000円**